

国民年金は世代と世代のたすけあい。

いろいろな年金積んで「通算老齢年金」



何かの都合で職業を変え、一つの制度で年金を受ける資格期間を満たすことができない場合もあります。こんな人のため、8つの制度の加入期間を合わせて年金を支給する「通算制度」があります。

通算老齢年金早見表

納めた期間	年金額
1	22,600
2	45,200
3	67,900
4	90,500
5	113,100
6	135,700
7	158,300
8	181,000
9	203,600
10	226,200
11	248,800
12	271,400

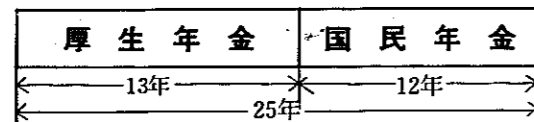
通算老齢年金支払月
6月、12月

●加入期間が通算されるのは、下の8つの公的年金の加入期間です。

①国民年金 	②厚生年金保険 	③船員保険 	④国家公務員共済組合 ⑤地方公務員等共済組合 ⑥公共企業体職員等共済組合 ⑦私立学校教職員共済組合 ⑧農林漁業団体職員共済組合 (共済組合)
--	--	--	---

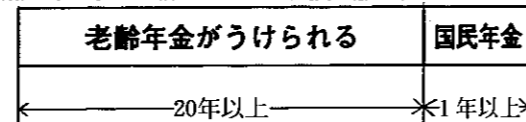
●国民年金の通算事例

1. 国民年金を含めて25年以上あるとき

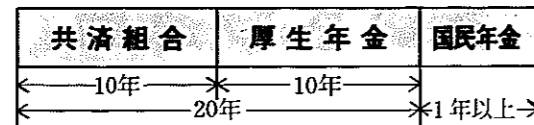


3. 他の制度から老齢年金がうけられるとき

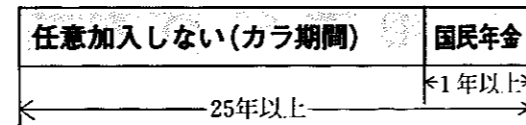
※昭和5年4月1日以前に生れた人は、期間短縮が受けられます。



2. 国民年金を含めないで20年以上あるとき



4. サラリーマンの奥さんの期間



繰り上げ請求

よく考えて請求しましょう!



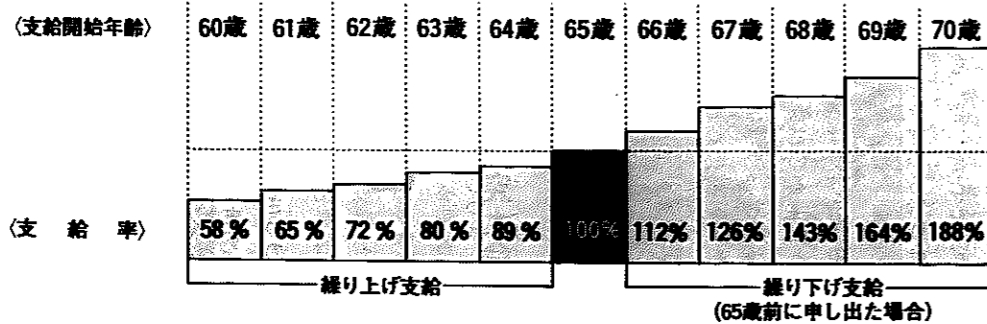
老齢年金・通算老齢年金は、65歳になってから請求していただくことになっていますが、希望によっては、60歳からでも受けることができます。しかし、繰り上げ年金は、一生減額された年金となります。

繰り上げ請求した後に請求の取り消しや、変更はできません。

65歳になってから請求される人にくらべて、不利な年金を受けることとなります。

自分で一生受ける年金です。有利な年金を受けるよう、よく考えてから請求しましょう。

生涯減額は避けよう



年金は「いゆずつなき」

私たちの国には五つのカットのよう、八つの公的年金があります。そして、会社や工場に勤める人は厚生年金に、公務員の人は各種の共済組合に、農業や自営業を営む人は国民年金に……というように、国民のだれもがその職業によって、いづれかの年金制度に加入する「国民皆年金」のしくみがとられています。

しかし、これらの年金制度では国民年金は二十五年、厚生年金や各種共済組合は二十年といったように、年金を支給する要件として一定の加入期間を必要としています。

加入が一年以上あれば：

通算老齢年金は、年金の加入期間が一年以上ある人で、次の要件

を満たしていれば国民年金は六十歳から、その他の制度は六十歳から、それぞれの制度から加入期間に応じた年金額が支給されます。

- 国民年金と他の公的年金制度の加入期間を合わせて、二十五年以上あること。〔事例1〕
- 国民年金以外の公的年金制度の加入期間を合わせて、二十年以上あること。〔事例2〕
- 他の公的年金制度から老齢年金か恩給が受けられる場合。〔事例3〕
- サラリーマンの奥さんで、国民年金に任意加入するまでの結婚期間とを合わせて、二十五年以上あること。〔事例4〕

なお、これらの対象期間となるのは、昭和三十六年四月一日以後

手続きを忘れずに

しかし、この制度も加入手続きや脱退の手続きを怠ったために、加入期間に空白をつくったり、保険料をきちんと納めていなかったりでは、本来の役目をはたすことができません。

大切な年金を受けるためにも、保険料を掛け捨てにしないためにも、加入や脱退の手続き、それに保険料の納入などは、日ごろからきちんとしておくことが大切です。

このほか年金についての問い合わせは、年金係(☎三〇一〇)へおたずねください。

